

令和8年4月3日

安全で安心なまちづくりを目指します！ ～福島市客引き行為等の防止に関する条例の改正～

福島駅周辺の繁華街では、風俗関連営業のほか、今まで規制の対象となっていない居酒屋やカラオケ店等による声掛けが、市民や来訪者等に強い不安や不快感を与える行為となっています。

このため、規制対象を全業種へ拡大し、指導等の規定を設定することで、誰もが夜間でも安心して歩ける安全な街づくりを目指します。

記

1 主な条例改正の内容

(1) 適用範囲の拡大：全業種を規制の対象に

これまで規制対象となっていた風俗関連営業に加え、新たに飲食業等を含む全ての業種へと適用範囲を拡大します。

(2) 罰則規定等の見直し

①風俗関連営業

従来の刑事罰による対応に加えて、違反を未然に防ぐための行政による「指導」の規定を新たに追加します。

②その他の業種

行政は「指導」、「勧告」を行い、なお改善が見られない場合には「過料」や「氏名等の公表」を適用します。

2 改正条例の施行日

令和8年6月1日

3 事業者向け説明会の開催

(1) 日時

①風俗関連営業向け：4月20日（月）、5月11日（月）14時～15時

②飲食業等その他の業種向け：4月21日（火）、5月12日（火）14時～15時

(2) 会場

市役所 庁舎棟 9階 901会議室

(3) 事前申し込み

説明会には事前申し込みが必要となります。

申し込み方法等の詳細については市ホームページを
参照してください。



担当：生活課 安全安心・避難者支援係
課長 綿谷 課長補佐 菊地
電話 024-525-3787（直通）



安全で安心なまちづくりを目指します！



記者会見資料

福島市
FUKUSHIMA CITY

市民や来訪者が夜間でも不安なく安心して歩ける繁華街を実現するため「福島市客引き行為等の防止に関する条例」を改正します。

1 主な改正の内容

(1) 規制対象の拡大

風俗関連営業に加え、居酒屋やカラオケ店など全業種を対象に拡大

(2) 罰則規定の見直し

風俗関連営業：従来の刑事罰に加え、未然防止のための「行政指導」を導入

その他の業種：指導や勧告に従わない場合に「過料」を適用

2 改正条例の施行日

令和8年6月1日



安全で安心なまちづくりを目指します！



記者会見資料

福島市
FUKUSHIMA CITY

3 指導対象となる行為

例えば、以下のような**客引き行為**は指導対象となります **(全業種)**

- ・腕をつかむなど（身体的接触）
- ・行く手をふさぐなど（通行の妨害）
- ・しつこい後追い（執拗なつきまとい）

キャバクラ1軒お願いします
3,500円飲み放題！



❖ 罰則

- ・ 勧告を受けたにも関わらず客引き行為をした場合 … 5万円以下の過料（行政罰）
- ・ 氏名などの公表



安全で安心なまちづくりを目指します！



記者会見資料

福島市
FUKUSHIMA CITY

❖ 事業者のみなさまへ条例説明会を開催します（事前申込制）

| 対象者 | 日時 | 会場 |
|-------------|------------------------------|-----------------------|
| 風俗関連営業のみなさま | 4月20日(月)・5月11日(月) 14時～15時 | 福島市役所 庁舎棟9階 901会議室 |
| その他の業種のみなさま | 4月21日(火)・5月12日(火) 14時～15時 | |



- ・説明会は、それぞれの業種に合わせた内容で実施します。
- ・参加を希望する方は、申し込みをお願いします。▶
申し込み方法は、市ホームページをご参照ください。





市民・来訪者のみなさまへ(客引き被害防止のお願い)



記者会見資料

福島市
FUKUSHIMA CITY

1 客引き被害にあわないための3箇条

- 01 ついて行かない(声をかけられても無視)
- 02 相手をしない(速やかにその場を離れる)
- 03 連絡先を教えない(安易な交換はトラブルの元)

2 もし、不安や不快な目にあった場合は

福島市公式LINE市民通報システムからお知らせください。

手順：メニューの「客引き」を選択➡日時・場所・内容を入力(写真は送信不可)

※LINE市民通報システムについては、市HPをご参照ください▶



3 身の危険を感じた時は

110番 または 福島警察署 (☎024-522-2121) へ電話をお願いします。